

No.	該当ページ	当該箇所	ご意見等	ご意見の要旨	市の考え方	修正の有無	計画(条例) 修正案
1-1	-	1、公園などの公共設備	東部地区の公園遊具はペンキがはげて危なかったり、フェンスも壊れています。特に野々下第一公園は、木が鬱蒼として周りから公園内の様子が見えにくく、危険だと思います。また、バス通り側のフェンスが低いので、フェンスを超えてしまったボールを追いかける子供が多く、非常に危険だと思って見えています。今一度点検、整備してほしいです。	東部地区の公園について、遊具やフェンスの劣化や景観が悪いため危険である。点検・整備してほしい。	公園遊具に関しては、毎年専門業者に委託し、安全点検を実施し、その上で危険な状態が確認された場合には、早急に使用禁止の対応を行い、補修を行っています。またフェンスについても、自治会等より要望を頂き、順次整備を行っています。野々下1号公園については、造園業者との相談を行い剪定作業を行っていますが、今一度自治会等のご意見も聞きながら適切な樹木管理を行ってまいります。	無	
1-2	-	2、道路に関して	東部地区は昔からの街と聞いているのですが、ここにも再開発や維持する目を向けて欲しいです。特に気になるのは側溝の蓋と、通学路だと意識付けをする看板や道路整備。(道路へ色付けやラインの引き直し)まず、側溝の蓋はしたほうが良いです。特に通学路が危険で、何度か子どもたちが落ちるのを見ました。故意的ではなく、歩くときの死角になっている場所も多数あり危険です。また、狭い道路が多いのにガードレールのない道が通学路となっているので、ドライバーがしっかりと認識できるよう、道路を工夫(物理的にスピードが出せないような作り)してほしい。	東部地区の道路について、側溝や看板、ガードレールなど安全を確保できる整備してほしい。	通学路を含む道路の安全対策については、交通管理者である流山警察署と共に、自治会や教育委員会と協力し、危険箇所の対策に引き続き務めてまいります。側溝の蓋掛けについては、自治会からの申請に基づいて設置しておりますので、各地域の自治会に御相談ください。	無	
1-3	-	3、小中学校の給食費を無償化してほしい	小中学校の給食費を無償化してほしいです。特に多子世帯の負担が大きいです。3人目以降は学年制限なく無償化してほしいです。無理ならば人数に応じて金額軽減。(昨今の食料や人件費高騰に伴う値上げ分は、市で負担していただいているのは承知します)	特に多子世帯に対して、小中学校の給食費を無償化してほしい。	令和5年1月から、第3子以降の学校給食費の無償化を実施します。	無	
1-4	-	4、赤ちゃんや高齢者のいる家庭へのゴミ袋無償配布	ゴミ袋は、多子世帯にも配布してほしい。おむつゴミはそれほどかさばりません。小さく丸めて捨てるからです。むしろ子供の人数が増えれば増えるほどゴミは増えます。(毎日の料理、おやつゴミ。衣料品や文具の包装紙。配布されるプリント。郵便物など)	多子世帯に対して、ゴミ袋を無償配布してほしい。	紙おむつを日常的に使用している世帯に対する支援制度は、対象世帯について、紙おむつの使用によるごみの排出量が他の世帯に比べて多くなってしまう上、各自の努力によりごみの排出量を抑制することが困難であることから、他世帯とごみの排出量に係る差を解消することで、経済的負担を軽減しその生活を支援することを目的としています。そのため、対象世帯は、3歳未満の乳幼児と、介護等で日常的に紙おむつを使用している世帯としています。	無	
1-5	-	-	●まとめ 東部地区は昔からある地域だと聞いていますが、再開発(メンテナンス)や適切な維持に目を向けられていないように思います。道路はあちこちで陥没しラインは薄いまま。公園の遊具やフェンスは壊れたままなど、ずっと放置されているのがよく分かります。おたかの森や南流山だけが流山市ではありません。ぜひ、昔からある地域にも目を向けて頂きたいです。また、子育てに関しても内容が良くありません。特に多子世帯への補助をもう少し柔軟にしてほしいです。例えば保育料や給食費などにおいて言えば、小学3年生以下の子供が三人以上いることが条件だったり、補助を受ける条件が厳しいです。学年制限撤廃が難しいのであれば、せめて人数に応じた減額でも良いと思います。近隣市のように、これは早い改善が希望です。流山市は傍から見ると子育てしやすい。と見られているかもしれませんが、正直市民としてはそうは思いません。流山市特有の魅力的な政策や制度がないからです。他地域に自慢できるような思い切った政策が実現していけば嬉しいです。よろしく願い致します。	東部地区に対して、整備の目が向けられていない。多子世帯に対する補助が不足している。市独自の子育て支援政策や制度がない。	いただいたご意見を参考に今後の施策展開に努めてまいります。	無	

No.	該当ページ	当該箇所	ご意見等	ご意見の要旨	市の考え方	修正の有無	計画(条例) 修正案
2	13	基本目標 4 子どもの安全を守る 生活環境づくり	入学準備品として各家庭で用意している防災頭巾をヘルメットも可能を希望します。頭巾よりもヘルメットの方が強度もあり顎ベルトを調整しやすい、また、畳めるヘルメットをランドセルに携帯して登下校時にも頭を守ることができればより良いと考えます。	入学準備品として、防災頭巾ではなくヘルメットを導入してほしい。	入学準備品についてどのようなものを各家庭にお願いするかを判断するのは、学校になります。教育委員会より、今回のこのような提案を頂いたことについて、市内各小学校に対して情報共有をさせていただきます。	無	
3-1	-	-	子ども食堂の運営に携わっております。子どもの貧困問題を解決するにあたり、子ども食堂を活用することが有効だと考えます。子ども食堂に対する助成を検討してくださいと有難いです。	子ども食堂に対する助成を検討してほしい。	子ども食堂の開催に伴う補助金や助成金などは、現在のところ予定していませんが、市民の方々による子ども食堂の取り組みにおいて、市として場所の提供や情報の周知など、側面的支援をするとともに、引き続き他市の状況や利用実態の把握に努めてまいります。	無	
3-2	-	-	また、子どもの権利条例について、私たち子どもからの意見を聞くことはお考えでしょうか？ まずは子どもの権利について、大人が学ばないといけないと思います。	子どもの権利について、子どもから意見を聞いたり、大人が学ぶ必要がある。	新たな条例の策定によらず、子どもの意見表明の機会の保障については、流山市自治基本条例(平成21年4月)第12条において明記しており、次世代を担う子どもが意見を表明する機会を設けることは、重要な意味があると考えています。例えば、流山市総合計画の策定時においても、中学生意見交換会を実施し、生徒の皆さんから多くの意見をいただいたところであり、今後とも子どもから意見を聴くことに努めてまいります。また、子どもを取り巻く環境において、様々な場面で意見表明できる機会や大人が子どもの権利を学ぶ機会の創出について、引き続き市としても研究してまいります。	無	
4	-	-	子どもが「プールに行きたい！」と言うので、民間のスイミングスクールを見学に行ってみたのですが、芋洗状態の混み具合で、入り口から保護者があふれるような様子を見て「行かない！」と引き返そうとするので、休日に親である自分が教えよう！と思いました。ところがコミュニティプラザのプールは「今年度は終了」したと知り、柏市のリフレッシュプラザへへ家族みんなで行ってきました。子どもは大喜びで、また行きたい！と帰ってから何度も言っています。このような施設が市内にあったらいいのにとつくづく思いました。	柏市のリフレッシュプラザ(温水プール施設)のような施設が市内に欲しい。	市で調査を行ったところ、25mプール及び幼児用プールの大きさでも、建設及び維持管理に多大な費用がかかることから、温水プールを建設する予定はありません。	無	
5			子どもの意見表明と徴取される機会(12条等)の権利を流山市の条例として認めて欲しい。 自分の子供のことで小学生の時に悩んだことでしたが、休み時間の過ごし方を学校や先生が決めてしまうという事などがありました。 例(みんなで外で鬼ごっこをする、長縄が小学校の伝統だから練習するなど)誰にでも休憩時間を自分の心身の回復に使う権利やパーソナルスペースを守る権利はあると思います。 ぜひ、子どもの意見表明と徴取される機会の権利(12条等)日本では遅れている権利を守る条例を子育てしやすい街と言われる流山で条例で認めて欲しいです。	流山市の子どもの権利条例を制定してほしい。	学校における様々なルール等につきましては、学校の様子や児童生徒の意見を踏まえ、各学校ごとに決定していきます。今後も、一人ひとりの意見を表現しやすい学校環境づくりに努めてまいります。子どもの意見表明においては、新たな条例の策定によらず、流山市自治基本条例(平成21年4月)第12条に基づく、子どもの意見表明の機会の保障に引き続き努めてまいります。	無	
6-1	P34	障害児の子ども・子育て支援等の利用ニーズとその提供体制について	受け入れ体制の拡充に「連携」や「協力体制」だけでなく、具体的かつ物理的な設備は配置が必要だと考える。 1. 「障害児」という言葉の範囲について 障害が認定されていないが、特性があり支援が必要な子どもについても含まれるのか。それによって需要量が異なるのではないかと思います。 →含まれていない場合、認定されていないが特性があり支援が必要な子どもについての量の確認や方策はどのような動きがあるのか。	障害児の定義によって、需要量や確保方針に変動があるのではないか。	「障害児」の定義は、児童福祉法第4条第2項で、「この法律で障害児とは、身体に障害のある児童又は知的障害のある児童をいう。」と規定されており、この定義を基に計画を策定しています。つまり、障害者手帳が交付されていない児童についても「障害児」の範囲に含んでいます。	無	
6-2			2. 確保方針の効果について 施設間の連携だけでなく、障害児を安全かつ、インクルーシブに保育する物理的なスペースや、専用の人員が必要。 →新規開設(または既存園にスペースを新設する)等の設備に、該当児(医療ケア児含む)が必要に応じて心地良く過ごせるような、専用または兼用のスペースの設置義務やそれに対する補助金や、専門の職員とそれに対する人件費が必要ではないかと考える。 →保育園の事業では要配慮児童に対する補助金が常勤1名分しか出ていない、1園では1人以上の受け入れが難しい状況かつ、特性部分が発達してきた際に対応が難しくなる。実際に保育所等に訪問した上で、認定等を行った上で、人件費等の補助金等の拡充を検討してはどうか。	保育施設での障害児の受け入れについて、設備や人件費に対する補助を拡充してほしい。	ご意見のとおり、保育施設において、障害を持つ子ども等が心地よく過ごせるような環境が大切だと考えます。そういった環境整備をサポートするべく、市では令和4年度より、医療的ケア児を受け入れた認可保育所について、雇用した看護師の人件費相当分の補助金を交付する制度の運用を開始しました。また、令和5年4月には、認可保育所の開設を計画する保育事業者との協議を進め、医療的ケア児の受け入れを計画しています。 なお、障害を持つ子ども等の専用、兼用スペースの設置義務化については、認可保育所の認可権者となる千葉県において、保育所設置認可等の基準に関する指針の中で、障害を持つ子ども等に係る専用、兼用スペースの設置義務までは規定していません。しかしながら、認可保育所の新規設置の計画があれば、市としても需要を鑑みた上で、保育事業者へお願いをしてまいります。 療育手帳等を所持していないが多動などで集団生活に入れず、個別に配慮が必要な児童を預かる場合、保育士の加配についての補助金制度が、国、県には無く、市単独で制度を設けている現状です。本来は国、県が制度を創設するものと考えており、引き続き要望を行っていきます。	無	

No.	該当ページ	当該箇所	ご意見等	ご意見の要旨	市の考え方	修正の有無	計画(条例) 修正案
6-3			<p>3. 現在の制度では書類のみで保育所等の入所審査を行っていると認識している。入所打診を受ける際に配慮や支援が必要な子どもに対してもFAXのみで打診があるが、医療的なケアや、環境の配慮が必要な子どもについて把握しているのか疑問。</p> <p>入所を受け入れた後に、各保育園で親子面談し発覚するが、順番が逆ではないかと考える。少なくとも書類上わかる範囲については、事前に集団生活に問題がないかの確認を市の専門的な知識のある職員で確認を行う検討をしてはどうか。</p> <p>または、受け入れ後の面談や生活で発覚した場合に入所自体を再調整できるような仕組みでも良いかもしれない。</p> <p>受け入れが難しい園で誤って、受け入れてしまったときに、子どもが適切な環境で育たなくなる、または、人をつけた結果、他児の人員が手薄となる為、安心安全に心配がある。</p> <p>→専門の市職員の配置や、現状の制度運用の変更(受け入れ後に集団生活が難しいことが分かった場合の対処方法)を検討してはどうか。予算が有限ではないことは理解しているが、適切な環境での支援が必要だと認識している。量を確保する為の各施設への予算についてもご検討をいただきたい。</p>	<p>保育所の入所審査に関して、配慮が必要な児童に対し、市が事前に確認するような体制を構築してほしい。</p>	<p>入所申込時の情報共有については、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い令和2年度より原則郵送での申請に変更しており、令和3年度からは電子申請を導入していることから、今後対面申請は減少していくことが想定されています。</p> <p>しかしながら、ご指摘のとおり障害を有する等の配慮が必要な児童に関する市と各保育園との情報共有は必要であり、保護者からの申し出や相談があった場合には、現在も窓口での相談により状況の把握に努めています。また、専門的な知識のある職員での対応についても、今後参考とさせていただきます。</p> <p>一方で、特に低年齢の児童については障害等が顕在化していない場合や、保護者が認知していないケースがあるため、ホームページや申請の案内などで適切な児童情報の申し出を周知していきます。</p>	無	
7	-	子どもの権利条約	<p>子どもの権利条約について、最近ではSNSを使う子供も増え、見えないところでのいじめも増えてきており、担任の先生への信用の度合いで助けを求められない児童もいる。いじめられている子だけでなく、まわりで見ている子もその状況を大人に伝える必要があることや、先生以外に誰に相談できるのかが市の作成するいじめ防止資料に乗っていないのであれば是非追記していただくことを検討してほしい。</p>	<p>いじめを相談できる環境や相談先の周知を図ってほしい。</p>	<p>相談窓口に関するリーフレット等を児童生徒に配布し、市のなやみ相談窓口や、国・県の相談窓口について案内しています。</p> <p>また、「いじめ防止授業」を通じて、相談窓口について周知するとともに、いじめを見ていた児童生徒に対しても、自分の問題として捉えさせ、いじめを止めることができなくても、誰かに知らせる勇気を持つ大切さについて伝えています。</p>	無	
8-1	P58 48番	子どもの権利条約・児童憲章の周知・啓発について	<p>1.健康増進課(保健センター)も関係課に入り、妊娠期から子どもの権利に関する周知を保護者向けにしてもらいたい。</p>	<p>妊娠期から子どもの権利に関する周知を保護者に対して行ってほしい。</p>	<p>健康増進課の取り組みについて追記します。</p>	有	<p>P58 49番子どもの権利条約・児童憲章の周知・啓発について</p> <p>新規追加 【事業内容】子どもの権利条約について、条約の主要な条文をイラストなどとともにわかりやすく記載したリーフレットを母子健康手帳とともに交付し周知に努めています。【担当課】健康増進課</p> <p>【取り組み】子どもの権利条約について、条約の主要な条文をイラストなどとともにわかりやすく記載したリーフレットを母子健康手帳とともに交付し周知に努めます。【担当課】健康増進課</p>
8-2	P58 48番	子どもの権利条約・児童憲章の周知・啓発について	<p>2.流山市独自の子どもの権利条例を策定していただきたい。</p>	<p>流山市の子どもの権利条例を制定してほしい。</p>	<p>3-2及び5のとおり。</p>	無	
8-3	P58 48番	子どもの権利条約・児童憲章の周知・啓発について	<p>3.子どもの権利を守るオンブズパーソンを設置していただきたい。</p>	<p>子どもの権利を守るオンブズパーソンを設置してほしい。</p>	<p>子どもの個性と権利を尊重するという考え方を社会に普及、定着させるため、子どもの権利に関する理念の普及、啓発に努めます。なお、現状、オンブズパーソンを設置することは考えていません。</p>	無	
8-4	P58 48番	子どもの権利条約・児童憲章の周知・啓発について	<p>4.保育関係者・学校関係者がどれだけ子どもの権利について理解しているのかを調査していただきたい。また、どのような行為が子どもの権利を侵しているのかセルフチェックができるような研修をしていただきたい。</p>	<p>子どもの権利について、保育・学校関係者に対する調査や研修を実施してほしい。</p>	<p>保育では、流山市保育の質のガイドラインを始め、保育所保育指針及び「人権を大切に育てる心育てる」保育について(厚生省通知)により、保育所職員に求められる専門性において、人権の大切さの認識や人権に配慮した保育が行われるよう進めています。</p> <p>また、毎年、教職員や学校関係者を対象に、人権についての研修会を実施しています。今後も研修会の中で、子どもの権利について理解を深められるよう、努めてまいります。いただいたご意見を参考に今後の施策展開に努めてまいります。</p>	無	
8-5	P78・104番	一時保育について	<p>基本目標5 男女がともに仕事と子育てを両立できる環境づくりに一時保育が位置付けられているが、基本目標1にあったほうが良いのではないかと、また、「保護者の病気等により、一時的に保育が必要な場合に対応できるよう、一時保育の充実を図ります。」とあるが、病気等が強調されると保護者が病気の時にしか預けられないイメージになりかねないので、「保護者のリフレッシュや用事により」、の方が良いのではないかと。実際保護者が病気の時は現在は感染対策もあり預けられないのではないかと。</p>	<p>一時保育の計画上の位置づけと、事業内容の記述を修正したほうがよい。</p>	<p>一時保育については保護者の就労の有無にかかわらず利用できる制度であることから、基本目標1の事業に位置付けることが適当と考えます。その上で「保護者の用事等により」と記述を修正します。</p>	有	<p>新:P43 19番 一時保育 保護者の用事等により、一時的に保育が必要な場合に対応できるよう、一時保育の充実を図ります。</p> <p>旧:P78 104番 一時保育 保護者の病気等により、一時的に保育が...</p>

No.	該当ページ	当該箇所	ご意見等	ご意見の要旨	市の考え方	修正の有無	計画(条例) 修正案
9-1	P11	2 基本的視点 ー 基本的視点1 子どもの視点に立った支援	「子どもの視点に立った支援」→「子どもの権利条約に則した、子どもの視点に立った支援」 <理由>これよりも後の、基本目標3などで「子どもの権利条約」が出てきますが、最初から「子どもの権利条約」がベースにあることをはっきりと伝える必要を感じます。 「子どもの視点」を大人の立場で考えた時に、勝手に大人の都合のいいように解釈することが懸念されるから。	基本的視点を子どもの権利条約をベースとした表現に改めたほうがよい。	該当の基本的視点では、子どもの権利条約を含む多様な考えにおける「子どもの視点に立った支援」を総称して表記しているため、原文のままとします。	無	
9-2	P12	基本目標3 子どもが健やかに成長できる環境づくり	基本目標3 子どもが健やかに成長できる環境づくり において以下のように書かれています(抜粋)が、「・子どもの権利条約を踏まえ、子どもが自分の意見を表明できる環境づくりに取り組んでいきます。」 →「・子どもの権利条約について子どももおとなも学びを深める機会を作り、その精神を十分に理解することによって、子どもが自分の意見を表明できる環境づくりに取り組んでいきます。」 <理由>そのような環境を整えることの必要性は十分承知しつつも、どうすればそれが実現できるのか、具体性に欠けるので。	基本目標を子どもの権利条約をベースとしたより具体的な表現に改めたほうがよい。	ご意見の基本目標3では、「第5章施策の展開」において、その実現のための各施策を計画しています。 具体的には、ご意見にあるような、子どもの人権の擁護に関して、子どもにも大人にも、子どもの権利条約等に関する理念の普及を図ることや啓発活動の促進、相談体制の充実を図る上での各施策を計画しています。 さらに、上記に加えて、教育環境の充実に係る特別支援教育や絵本のふれあい体験の支援、家庭教育講座、青少年ふれあい運動など、各施策の展開を計画していることから、それら各施策に係る総称にしているため、「子どもが健やかに成長できる環境づくり」と表現しており、原文のままとします。 なお、子どもの意見表明の機会の保障については、流山市自治基本条例(平成21年4月)第12条において明記しており、子どもを取り巻く環境において、様々な場面で意見表明できる機会や大人が子どもの権利を学ぶ機会の創出について、引き続き市としても研究してまいります。	無	
9-3	P58	基本目標3 子どもが健やかに成長できる環境づくり (1)子どもの人権の擁護 「子どもの権利条約・児童憲章の周知・啓発」	<提案> この中で、具体的に、スクールロイヤー等による「いじめ防止授業」を実施する、とのことですが 子どもの人権侵害は「いじめ」だけではないので、正しく「人権」を理解しどう守ることができるのか、人権全般に伝える人権教育プログラムであるCAP(子どもへの暴力防止プログラム)の導入も選択肢に加えるとよいと考えます。 「指導者の育成」外部講師の活用も検討したらどうでしょうか? 「令和5年度から令和6年度の取り組み」 教職員の学校人権研修や、児童生徒の人権教室への参加 においても同様。	いじめに限らず、子どもの人権全般に関する教育プログラムを導入してはどうか。 人権に関する研修について、外部講師の活用を検討してはどうか。	スクールロイヤーによる「いじめ防止授業」を引き続き実施するとともに、授業や講演会の実施等で、児童生徒が正しく人権について学ぶ機会を提供していきます。教育プログラムの導入については、今後研究していきたいと思えます。 指導者の育成については、教職員対象に人権教育についての研修会や講演会を実施しています。その際には、外部講師の方にも指導をいただいています。	無	
9-4	P81	(1)児童虐待防止対策の充実	「発生予防から早期発見・早期対応、保護・支援・アフターケアまでの総合的な支援体制を確立」について述べられていますが、子ども自身が自分を守る視点に欠けていると感じます。 この項目にも、「子ども自身が自分の権利を認識しそれを守ることを伝える人権教育の実施」を是非追加願いたいです。 <説明> 早期発見・早期対応のためには、「虐待に遭っている子ども自身が、自分の権利が奪われていることに気づいて声をあげ、助けを求めること」が大変重要であることを多くの方に認識して頂きたいと強く思います。 子どもの権利条約に即するのであれば、「意見表明権」のことだけでなく、「子ども自身が自分の持つ人権について知ってそれを自ら守る」という側面を重視すべきです。	児童虐待防止に関して、子ども自身が自らの権利を認識し、守るという視点が不足している。	子ども自身が自分を守る視点と言う部分において、いただいたご意見を鑑み、実施事業である「事業番号112児童虐待防止の啓発」の内容の一部を加筆します。具体的には、事業内容及び取り組みの中に「子どもと保護者に向けた啓発活動」を追加します。 なお、児童虐待や家庭内の問題に関する相談が寄せられ、子どもと直接面談する際には、子ども自身の権利や助けを求めること等について、心理教育を含め、子ども本人に助言や具体的な方法の提示等を繰り返して行っています。	有	P81 112児童虐待の防止の啓発 【事業内容】 新: 児童虐待の早期発見や未然防止を図るため、関係機関と連携を強化し、 <u>子どもと保護者に向けた啓発活動</u> … 旧: 児童虐待の早期発見や未然防止を図るため、関係機関と連携を強化し、啓発活動… 【取り組み】 新: <u>児童虐待の早期発見や未然防止を図るため、子どもと保護者に向けた啓発活動</u> … 旧: 児童虐待の早期発見や未然防止を図るため、関係機関と連携を強化…
10	P59 50番	相談・カウンセリング	「青少年やその保護者たちが一人で悩まないよう、青少年専門相談員による電話、訪問、窓口での相談の充実を図ります。」とありますが、私が小、中学校の時に配布されていたカードだけでは「どういう時に電話していいか」「なんのためにあるのか」「どういうことをしてくれるのか」がわからずに悩んだときでも相談できなかった記憶があります。 実際、小学五年生の妹に「このカードのやつ、どういう時に使うかわかる？」と聞いたら「ん～～あんまり」と言っていました。 子どもたちに伝えるためには簡潔に、見やすい文章なのは良いと思いますがもっと気軽に相談できるように活動の詳細をもっと広めるべきだと思います。	子どもがより気軽に相談できるよう周知を図ってほしい。	全児童を対象に、なやみホットラインとアプリ相談に関する名刺サイズのカードとA4版のリーフレットを配付し、案内しています。 また、全小中学校で実施している「いじめ防止授業」の中でも、相談窓口の詳細等について説明する機会を作っております。引き続き、児童生徒たちへの周知に努めていきたいと思えます。	無	

第2期子どもをみんなで育む計画見直し(素案)に対する意見と市の考え方

No.	該当ページ	当該箇所	ご意見等	ご意見の要旨	市の考え方	修正の有無	計画(条例) 修正案
11			子ども達に子どもの権利についてヒアリングをしてみました。子ども達は自分達に権利があるという事を認識していない事がわかりました。私は、みんなには自由に発言する権利があるんだよ。みんなには自分で選ぶ権利があるんだよ。という話をしています。学校の先生に理不尽な事で怒られた経験がある子は先生に本当の事を言いません。子ども達が自分達にどんな権利があって、どんな権利を主張しても良いのか、しっかり考えてもらう機会が必要だと思います。ぜひ子ども達の声を聞いて下さい。	子どもの権利について、子ども自身が考え、発信できる機会が必要である。	いただいたご意見を参考に今後の施策展開に努めてまいります。	無	
12-1	P51 3 8番	健診後のフォロー体制作り	「おやこ相談」の表現は、現在行っている相談の名称としてどこにもないので、「おやこあんしん相談」とか「すくすく相談」などと、実施している相談名称のほうがか具体的でよくわかる。	おやこ相談の名称をよりわかりやすくしてはどうか。	ご意見のとおり具体的な記載とします。	有	P51 39番健診後のフォロー体制づくり 【事業内容】 新： 各乳幼児健康診査・心理相談員による発達等の相談・幼児グループ等の場でも関係職種と情報共有し、支援を要する対象児に対し、適切な時期に支援を行います。 旧： 各乳幼児健康診査・おやこ相談・幼児グループ等の場でも… 【取り組み】 新： 心理相談員による発達等の相談については、ニーズの高まりがみられ… 旧： おやこ相談については、ニーズの高まりがみられ…
12-2	P55 4 5番	思春期相談体制の充実	令和5～6年度の取り組みについて「～を強化する」という表現だがどう強化するのか？例えば、柏市の中学3年生の全生徒対象に「デートDV」の講座を昨年見学したが、こういった取り組みを流山市でも行ってほしい。	相談体制の強化についてより具体的な取り組みを行ってほしい。	他市の取り組み事例に係る貴重なご意見ありがとうございます。なお、相談体制の強化では、医療機関やスクールカウンセラー等関係機関との連携の強化や相談に対応するケースワーカーの資質向上としての強化を指します。	無	
12-3	P57 4 7番	救急医療体制の充実	「365日24時間、この番号にかけると流山市の休日診療の病院に繋がる」という番号があると安心。	24時間流山市の休日診療につながる電話番号があるとよい。	平日の日中等については、お子さんの既往歴等についてよく知る「かかりつけ医」に相談することが大切です。「かかりつけ医」に相談ができない時間については、「流山市平日夜間・休日診療所」や「夜間小児救急(東葛病院)」の受診、千葉県が開設する「こども急病電話相談#8000(毎日19:00-翌朝6:00.)」や「ちば救急医療ネット」をご利用ください。「こども急病電話相談#8000」では、医師や看護師が対応するほか、お近くの診療可能医療機関のご案内を行っていますので、「救急車を呼ぶかどうか」「医療機関を受診するかどうか」迷われた際にご相談ください。なお、救急車が必要な際には、119番をご利用ください。365日24時間流山市内の医療機関に繋がる番号の設置は困難であることから、市HPや広報等を通じ、周知啓発を図ってまいります。	無	
12-4	P58 4 8番	子どもの権利条約について	東葛地域を中心に活動の「CAPなのはな」の講座、先生対象、保護者対象、子ども対象にすすめられると良い。流山市で子どもの権利条約を作ろうとされているが、賛成だ。文言だけのものではなく、実践を伴ったものとして条例があるとよい。	流山市の子どもの権利条例を制定してほしい。	3-2及び5のとおり。	無	
12-5	P60 5 1番	小・中学生職場体験学習	「職場体験で、乳幼児とのふれあいをする」となっているが、「命を育むこととは何か。小さい人を愛おしく思うこと。」の体験を中学生や高校生が行ってほしい。地域の妊婦さんや、乳児を連れの親子が学校訪問する。性教育などで扱うのが良いのだろうか。	中高生を対象に、命を育むことについて妊婦や乳幼児連れの親子の学校訪問を通して体験する機会を設けてはどうか。	中学生の職場体験では、幼稚園や保育園での体験を行っています。幼児や児童と触れ合う機会は大変貴重なものと捉えています。今後も関係機関と連携を図り、乳幼児とのふれあいを含めた様々な体験を行う機会を検討していきます。	無	

第2期子どもをみんなで育む計画見直し(素案)に対する意見と市の考え方

No.	該当ページ	当該箇所	ご意見等	ご意見の要旨	市の考え方	修正の有無	計画(条例) 修正案
12-6	-		不登校の生徒児童が多くなっているが、そのことについては、ほとんど触れてないようだ。行きしぶりの子どもも含め、そんな子ども達も生き生きと過ごせる環境を考えたい。	不登校について触れられていない。	不登校を含め、学校に係る悩みについて相談できる機関を掲載したリーフレットを小学校1年生に配付しております。また市内全児童生徒対象に、自分の心の健康と悩みを抱えた時の相談窓口をリーフレットにて紹介しております。また不登校の児童生徒が学習や友だちとの関わりを通して、学びに向かう力をつけ、自立していくことを目指すフレンドステーションを設置しています。引き続き教育相談機関やフレンドステーションについて、周知に努めてまいります。	無	
12-7	-	乳幼児の親子にとって	各小学校区に1カ所以上の地域子育て支援センターのようなものがほしい。NPO団体、自治会、ボランティアのグループが日々継続して運営できるように、各団体に援助をしてほしい。 お母さん達が徒歩圏内の支援センターにきて、友だちを作り、数年後には子どもの通う学校で再会する…。自治会館などでやってもらおうと地域の方ともつながり、登校時の旗振りボランティアやパトロールの方とも顔見知りになる。高齢者ふれあいの家のような乳幼児親子版の集えるところをたくさん作るとよい。	乳幼児連れの親子を対象とした、地域住民やNPO団体等とつながりを持てる施設を増やして欲しい	地域子育て支援センターは市内11か所にあり、現状、施設を増やす予定はありません。 地域子育て支援センターのほかに、市内には8か所の児童館・児童センターがあり、乳幼児連れの親子を対象としたグループ活動等が展開されています。また、公民館等でも育児の悩みや、不安を気軽に話し合い、交流する出会いの場として子育てサロンが行われています。子育て支援施設が少ない地域には、出張ひろばとして、地域子育て支援センター職員が出向いて活動を行っています。今後も乳幼児の親子の集まれるような機会の創出に努めてまいります。 なお、NPO団体や自治会、ボランティアグループの活動への支援では、各種条件のもと、市民活動推進センターや流山市社会福祉協議会ボランティアセンターの活動がありますので、今後ともその制度の周知に努めます。	無	
12-8	-	プレーパーク	流山プレーパークが、もっと充実したものになるよう、場所の提供、人への報酬など、市として応援してほしい。	流山プレーパークに対して市の支援を行ってほしい。	プレーパークでは、現状、人への報酬は考えていませんが、場所の提供としては、令和3年10月に株式会社WaCreationと都市公園における「公園をまちのお庭に」に関する協定書を締結し、プレーパークの活動を通じて市総合運動公園の魅力ある活用について実証実験をしています。なお、市民活動団体による公益的な活動に対しては、市民活動推進センターを中心に、各団体の運営に対する相談を丁寧に行うとともに、各種助成金情報を発信するなど引き続き、支援に努めてまいります。	無	
12-9	-	遊ぶ権利	昼間に遊んでいる子どもの声がうるさいと苦情が市に入ったら、まずはその状況・様子を市の担当者が見てほしい。子どもが悪いのか、文句をいう大人が無理を言っているのか判断した上で、対応してもらいたい。子どもの遊ぶ権利を奪うようなことがないようにお願いしたい。	子どもの遊び声に対する苦情について、市が現場に赴き把握したうえで対応してほしい。	いただいたご意見を参考に今後の施策展開に努めてまいります。	無	
12-10	-		「すべての子どもが健やかに育ち 地域全体で子育てできるまち」そんな優しいまちになるために、大人が真剣に子どもの声を聴くことが大事。時間にゆとりのある、心身ともに元気な中高年の活用を考えるとよいのかも。元氣じゃなくても、普通で良いかな。	計画の基本理念の実現に向けて、子どもの声を聴くことが重要である。	いただいたご意見を参考に今後の施策展開に努めてまいります。	無	